

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

小泉総理には、この予算委員会で四度目の質問になるわけですが、今日は、国民生活・教育問題につきまして、この五年間の、小泉政権のこれまでの五年間を振り返りながら迫ってみたいと、このように思っているところでございます。

まず、教育問題について二点お伺いしておきたいと思えます。

この場におきましても、私、義務教育国庫負担制度の問題が議論になっておりますときに、財政の論理が優先し過ぎていると、やはり教育の論理が本体でなければならないと、このような主張をさせていただいてまいりました。やはり結果として、振り返ってみても、やはり財政の論理が極めて支配濃厚と、地方分権の論理もいまいちと、このような結果だったように思うわけですが。ただ、最終局面で、中教審の審議などもあり教育の論理も加味されたと、このような結論だったかと思うわけですが、いずれにいたしましても、最終的にはつじつま合わせに終わったと、このような感がぬぐえないわけですが。

そこで、文科大臣にお伺いしたいと思いますけれども、やはり日本の教育の根幹を成す義務教育というもの、これをしっかりと堅持していくために国が財政責任というものを果たしていかなければならない、このことは本当に重要なテーマだと思うわけですが。また同時に、そういった日本の教育の根幹にかかわるものがころころ変わってはこれはまた困るわけですが。

そういった意味合いにおいて、これからどういうふうに対応していかれるのか、決意のほどをお示しいただきたいと存じます。

○国務大臣（小坂憲次君） 義務教育は、一人一人の人格形成と国家社会の形成者としての育成を図るものでございまして、極めて重要なものであり、また、このために憲法二十六条では、機会の均等、水準の確保、そして無償制という義務教育の根幹を定めているわけですが。

憲法の要請に従ってこれらの根幹を定めて、子どもはその責任を担っているわけですが、この義務教育の根幹を制度的に担保するために義務教育費国庫負担制度があり、これによりまして、国と地方の負担によって教職員の給与費が全額保障されるという今日のこの制度の意義があるわけですが、質の高い教員が一定数確保されるということにおいて国として義務教育の条件整備に努めてまいりたいと考えております。

昨年の政府・与党の合意によりまして、義務教育費国庫負担の制度の、負担率は二分の一から三分の一へと国の負担率の割合は下がりましたが、義務教育費の国庫負担制度そのものは、国と地方の負担によりこれが堅持をされるということで、引き続き義務教育の根幹を保障し、国家社会の存立基盤が揺らがないようにしっかりと対応してまいりたいと存じておりますし、また、このことによりまして、教育現場にありました不安定な状況に一つのけじめを付けて、安定的に教育の現場で取り組んでいただけるような環境整備ができたものと考えております。

○辻泰弘君 財務大臣にもお伺いしておきたいんですけれども、過般、この予算委員会におきまして財務大臣も、義務教育に対する財源確保についてはしっかりと取り組んでいくと、こういった旨の御答弁をされておりますけれども、そのことについて御発言をお願いいたします。

○国務大臣（谷垣禎一君） 教育の重要性は今文科大臣から御答弁がございました。私たち政治家はやっぱり魅力的な日本をつくっていかなくちゃならないということだろうと思うんですが、資源の乏しい我が国としては人材こそ魅力的な日本をつくるわけでございますから、そういう形で、教育というものはやっぱり大切なものだろうと思いません。

そういう中で、憲法二十六条の下で、国が責任を持ちながら教育の機会均等を図っていくために無償制が書いてある。そして、義務教育国庫負担法によりまして、義務教育に対するその費用の一部を国庫が負担することになっておりまして、今、小坂大臣が御答弁になりましたように、その範囲がどうかというのはいろんな議論がございました。また、三位一体の議論の中で今度のような結果になったわけですが、私どもはこれでしっかり教育をやっつけていかなくちゃいかぬと思っております。

そして、特に今後の課題としては、それぞれの地方とか学校といった教育の現場により近い者の創意工夫をどれだけ発揮して教育の質を高めていくか、そういうことに私どももこの財政の観点からしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○辻泰弘君 総理にお伺いいたします。

文科大臣、また財務大臣はやはり国の財政責任というものをしっかり大事にしてということをおっしゃったわけですが、そういった方針を、当然総理としてもその方針で臨むと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 教育の重要性というのは、国であれ地方であれ、また国民であれ、多くの方々がその重要性を認識していると思います。その中で、地方にもっと裁量権を渡せという地方の意見と、いや、この義務教育の分野については国が責任を持つんだという論争が盛んに行われました。どの程度国がこの義務教育に責任を持つのか、地方が独自の裁量なり独自性を発揮して教育の重要性を意識しながら子供の教育に当たるかというのは、今後とも様々な議論が出てくるとと思いますが、私は、教育に対するしっかりとした責任というのは、国でも地方でもお互いしっかりと持っていかなくちゃならないものだと思っております。

○辻泰弘君 国の財政責任というものもしっかりと果たしていただくように求めておきたいと存じます。

もう一点、教育問題で、やはり最近大きな問題は、学校、子供の安全の問題でございます。

学校内における安全、学校の建物自体の安全、また登下校時の安全ということで、大変子供にかかわる事件が多発している誠に残念な状況にあるわけでございます。国民生活における子供の存在というのは極めて大きなものと、このように思うときに、対策が急務であると、このように思わないわけにはまいりません。

私ども民主党といたしましても、去る二月二十三日に、国、都道府県、市町村の責務を明確化し、学校安全対策の推進に関する基本的な施策を定めた学校安全対策基本法案を本参議院に提出させていただいたところでございます。政府としても、このような提案を真摯に受け止めていただいて、学校の安全と子供をめぐる犯罪の防止に各省庁連携の下に内閣を挙げて全力で取り組んでいただくように求めておきたいと思っておりますが、総理のこの点についての御見解、一言お願いいたします。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 子供の安全対策、各省、府省が連携しなくちゃならない点がたくさんありますし、地域の協力、そして家庭と学校と地方公共機関、様々な連携があるとありますし、そういう中で今お互い連携しながら、どう子供の安全を確保していく

かと。単に警察とか公的機関にゆだねては地域の安全を守れないということで、地域のそういう公的機関に属さないボランティアの方々もこの動きに加わってくれております。そういう意欲を引き出しながら、公的な責任というものについてももしっかり政府は連携して取り組んでいきたいと思っております。

○辻泰弘君 是非、各省庁挙げて、政府を挙げて取り組んでいただくように御要請を申し上げておきたいと思えます。

さて、国民生活にかかわる今回の予算の関連で、定率減税の問題でお伺いしておきたいと思えます。

この定率減税は、平成十一年度の税制改正で決められたことをごさいます、所得税が二〇%、上限額二十五万円、住民税が一五%、上限額四万円ということで今日まで来ております。そして、年収五百万円の方でいうと三・五万円、七百万の方で八・二万円の定率減税廃止になるとそれだけ増税になると、こういうものでございます。昨年度の税制改正で今年一月から出発した、今年度の税制改正で来年一月から出発すると、これで全廃になると、こういう流れになっているわけございます。

それで、振り返りますときに、平成十一年度の税制改正の折、どういった法案だったかといいますと、所得課税の在り方について抜本的な見直しを行うまでの間、特例を定めるということで定率減税が出発いたしました。当時の小渕総理大臣も平成十一年一月に、将来の抜本の見直しを展望しつつと答弁されております。また、当時の宮澤大蔵大臣も、二十一世紀の日本の恒久の税制ができる、それまでの税制だと同年二月におっしゃっておられるわけございます。

今回の私は定率減税というのの廃止というのは、これらの公約に反するものだと私は言わざるを得ないわけございます。

この点につきましては、三月八日の本委員会において谷垣大臣とも意見交換をさせていただきました。その中で、大臣の答弁は、配偶者特別控除の上乗せ廃止、老年者控除の廃止、公的年金等控除の見直しや税源移譲で今回行われる税率構造の見直し、これが抜本的改革に当たるんだという見解を示されたわけございます。

しかし、当時の法案、まあ今度の税率構造もそうですが、そのときにはそのことについて抜本改革とは一言も言っておられなかったわけございます。そしてまた、だれもそれが抜本改革だと思っていたわけではない。それを今になって、あれは実は抜本改革だったんですと、だからハードルを越えたからやっいいんだというのは極めて勝手な解釈だと私は言わざるを得ない。

総理はかつて、昨年十一月に、谷垣さんはちょっと調子外れのことをたまに言うと、このようにおっしゃっていましたが、この見解というのは調子外れの見解じゃないですか、どうですか、総理。

○国務大臣（谷垣禎一君） 調子外れかどうか、自分で答弁するのは大変難しゅうございしますが、度々辻委員とも議論させていただきました。

やはり、抜本的改革は何かということになりますと、消費税の構造を見ますと、一つは控除の在り方というものがやっぱりあるだろうと思えますね。それからもう一つは税率構造というものがあるだろうと思えます。

それで今、辻委員がおっしゃったのは、当時、私の言ったこの控除の見直しというのは、配偶者特別控除の上乗せ部分とかあるいは年金に関する控除の見直しについて、当時は抜本だとは思ってなかったという趣旨のことを今おっしゃっているわけですね。私は、やはりこれは働き方、あるいは年金の不公平感をぬぐうという意味で大きな改革だったと思えます。

それで、特に今回三位一体との関係で税源移譲をやりますに当たりまして、これは今までやってきたそういう改正に加えまして、地方税とそれから地方住民税と所得税の役割を

見直していくという大きな改革であるというふうに私は思うんです。つまり、地方住民税の方は、地方税の方は応能負担というようなことに照らして一〇%のフラット化をしていくと。それに対応して、今度は所得税というものは所得再分配機能、こういうようなものをもう少し發揮させようということで累進度を高めていくと。そういう大きな改正をやるわけでございまして、今までやってきた控除の見直しと併せて所得税制というものは大きく変わった。今度、今御提案を申し上げていることで大きく変わるというふうに私は考えております。

○辻泰弘君 今、大臣は大きな改革とおっしゃいました。そういうことであれば、それは一つ妥当するかもしれませんが。しかし、当初、この法案の当時に言っていたいわゆる税制の抜本的な見直しというものに値するかと言えば、私はそうではないと、このように言わざるを得ないと思うわけでございます。

それで、振り返りまして、平成十五年二月に当時の塩川財務大臣がどうおっしゃっているか、この配偶者特別控除の上乗せ廃止についてですね。所得税全般についてではなくして部分的に今回配偶者特別控除等一部を修正させてもらうことにしたということをおっしゃっていて、全く抜本的な改革なんという意識、さらさらないという感じですね。

それからまた、平成十六年二月の公的年金等控除の上乗せと老年者控除のときは谷垣大臣御自身が説明されて、これはお年を取っておられるから優遇しなきゃならないという思想に立っていると、これは美しい思想であると、しかしお年を取っているからということだけで優遇するのは少し問題があるんじゃないかという考え方から、これを廃止して制度をつくったと、こうおっしゃっているわけなんです。

ですから、これは、これはこれで一つのこのときの論理として別に私は間違ってるっていうんじゃないですよ。ただ、抜本的な改革ということは一言も言っていない。そんな認識を持って臨んでいない。

そしてまた、今回の税率構造の問題にいたしましても、今般の所得税法の一部改正においても、大臣は説明で税源移譲に関し所得税の税率構造を改組するという発言、財政演説においても、別にその抜本的改革という、三位一体改革の一環として税源移譲を実現すると、これ、税制改正という言葉にはもちろんなると言っていますけれどもね。

だから、そういう意味で、いわゆる抜本改革という言い方など一度もしてないわけですよ。だれもそんなこと思ってなかったというんです。後付けで、実はあれは抜本だったんですというのは極めて一方的で身勝手な、ある意味で国民を欺くと言わざるを得ないようなやり方だと思うんですね。

こういうことというのは本当許されない。年金制度改革のときも総理は、抜本改革かと言われて抜本改革とおっしゃったですよ。そのことについての評価はあったかもしれませんが。しかし、やっぱり抜本改革と言って抜本改革をするということだったわけです。

しかし、今回の場合は、そのときは言わなかった、まあ改革だろうが改正はそれは当たり前のことですけど、しかし抜本改革というこの一番大事な、元々の定率減税を定めた法案のときに、抜本の見直しを行うまでの間というふうを書いてあって、その後の、それはそれぞれの当事者にとっては大きな税制改正ではありますけれどもね、配偶者特別控除にしても老年者控除にしても公的年金等控除にしても。しかし、税制全体として見ればある意味では一部のことでしかない。そのことをやったからといって抜本的な見直しだというのは極めて手前勝手な詐欺的なことだと言わざるを得ない。

どうぞ、総理にお答えいただきたい。総理は、これは大事なことですよ、小淵総理のときからの話なんだから。だから、総理としてこれは抜本の見直しを、それがした結果なんだと、そう思われるかどうか。そのことについて。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） それは、人の見方によって抜本的の解釈は違うということは認めます、私は。消費税を導入するということが抜本的改革だと言う人もいます。

しかし、今回の定率減税廃止等、これはもう当時、経済停滞しておりました。減税が景気刺激効果になるだろうという論理と、さらに所得税の抜本的改善も図らなきゃならないということから、今回大きな改革も実現しているわけです。あの当時、まさか所得税の地方への税源移譲を考えた人はほとんどいなかったと思いますよ。地方税をフラットの一律課税にするという方も、思っていた人、余りいなかったんじゃないですか。老年者控除、配偶者控除、税率変えて、これも私は抜本的と言えるのじゃないでしょうか。

いやいや、消費税始めすべての改革をやらなきゃ抜本的と言えないという理屈も分かりますけども、抜本的改革というのは一つではないと思っております。

○辻泰弘君 やはり後付けの理屈と言わざるを得ないですね。

税源移譲の問題も、今までは五、一〇、一三だった住民税、それを一律フラットで一〇%にするから、低いところの人は増税になるから所得税低い五%を作ったと、それから一三%の人は減税になるから三七%の所得税率を四〇%に上げたということで、四段階を六段階にしたと、こういうことになっているわけですね。それはある意味では機械的なことでしかないわけですよ。

そもそも考えていたのは、所得課税の、やっぱり税制のその負担の求め方というところが本来のこの抜本の見直しの対象だったと思うわけなんです。だから、宮澤さんも、二十一世紀の日本の恒久の税制ができる、それまでの税制だとおっしゃっているわけですからね。そういった意味では、国民にどういった税負担をお願いするかという、そういうことについての抜本改革だというふうに理解するのが普通の理解だと思います。そういった意味では非常に一方的な勝手な解釈でありまして——まあ、じゃ一言、簡単をお願いします。

○国務大臣（谷垣禎一君） いや、そうおっしゃって、地方住民税をフラットにするから後付けで数字を、この税率もいじらなきゃならないとおっしゃいますが、三兆円の税源移譲というのは大きな話なんですよ。

それで、そのときに、地方税と国税の所得課税の役割を見直そうというのは、決してこっちをフラットするからこっちは仕方なくやったというんじゃないんです。やっぱり地方税は応能負担とかそういう原理を貫徹させようと、そうしたら国税は累進制とかそういうものを考えて、所得再分配機能をもう一回きちっとしようと、そういう論理と筋道のある改正だということを御理解いただきたいと思います。

○辻泰弘君 やはり原点に戻って、抜本的な改革、抜本見直しを行うまでの間という、その法律の趣旨に私は沿ったものでないと、このように言わざるを得ないと思います。同時に、我々から見れば、昨年の選挙におけるサラリーマン増税はいたしませんということにもかかわってくる、私は国民を欺くやり方だと言わざるを得ないと、このように思うわけでもあります。今日はテレビも入っているようですけども、やっぱり政府に都合のいい一方的な理屈で公約がねじ曲げられて、国民生活にかかわる重大な問題が決められている現状というものをやはり強く御指摘申し上げ、やはり国民の皆様方にもその点は理解をしていただきたいと、このように思うわけでもあります。

そこで、次の問題に移らせていただきます。格差の問題でございます。

それで、総理は三月二日の衆議院予算委員会で、どうしても自分一人で立ち向かうことができない方々に対しては、しっかりとしたセーフティーネットなり社会保障制度を整備していくことが政治として極めて重要なことだとおっしゃいました。

総理がおっしゃるセーフティーネットとは何でしょうか、お伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） これは、社会保障制度の全般であります。年金にしても、医療にしても、また生活保護にしても、これはセーフティーネットの一環であります。

どうしても一人で立ち向かっていけない、今ホームレスの方、住むうちがないという方に対しても、公的機関に行けば必ずそのような住める場所、生活手段を提供できるセーフティーネットは整えられております。そういう面においても、私は、日本社会というのはセーフティーネットというものに対して配慮された社会であるし、このどうしても収入もない、一人で立ち向かっていけない人に対して一定の生活ができるという保障機能、これは大変重要なセーフティーネットだと思っております。

○辻泰弘君 そういたしますと、今非常に注目されている格差の拡大というのがございます。その点についての総理の御見解、よく承知しておりますけれども、そういった格差が拡大していかない一つの手だてとして、やはりそういった社会保障、セーフティーネットが極めて重要であると、そういうことの認識でいいわけですね。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） そのどうしても一人で所得を得る道がない、また生活できない人に対しては、一定の生活できる基盤は整えていく。さらに、能力のある人、意欲のある人、こういう人に対しては、できるだけチャンスを提供していくと、そういう道をたくさんつくっておく。

そういう人たちが活躍することによって税収も増えてくる。みんなを、強い人がいれば弱い人を守ることができる。そういう能力のある人、意欲のある人はどんどんどんどん伸ばしていくということによって、そうでない人を、強い者ができるだけより弱い者に対して支え合っていこうという、そういう社会をつくるのが大事ではないでしょうか。

○辻泰弘君 それで、ちょっとパネルを見て、（資料提示）ちょっと手前みそになって恐縮ですけど、実は五年前に、小泉内閣が発足したのが平成十三年の四月の二十六日でございます。その二週間後に、私は実は当時候補者の立場でしたけど、どう言っていたかというのを地元の神戸版で見たんですけども、「小泉純一郎氏の改革は競争、効率が重視され、経済の視点が強すぎる。政治の目標は国民の生活を安定させること。」ということを経理が内閣発足後二週間後に申しました。そして、一か月後の五月二十六日には、「小泉内閣の改革は日本の社会の格差を広げる改革だ。」と、下のところですね、そういうふうに私は申しました。

それは、なぜそう言って、なぜそのようなことを申し上げていたかといいますと、例えば総理の一番初めの所信表明演説のときは、競争的な経済システムをつくると、それと同時に、経済、社会全般にわたる徹底的な規制改革を推進する、社会的規制も徹底的に緩和するんだと、こういったトーンがあったと。また、社会保障においても、自助と自律の精神を基本とするということで、正に競争、効率、自己責任のその論理が貫徹される姿勢だったがゆえに、そのような私の主張であったわけでございます。

それで、私、実はそのような問題意識の下に国会に参りまして、一番初めの厚生労働委員会でも格差の問題を申しました。

それから、二年前に初めて総理に御質問申し上げたんですけど、そのときも実は格差の問題について御質問申し上げたんでございます。そのときに総理に、所得格差の拡大の視点を持って政策に取り組んでほしいということを平成十六年二月五日に申し上げてるんです。そのときに私が引用しましたのが、今そこに、お手元でございます、ちょっと古いですが、十年前の経済白書でございます。一九九六年度の経済白書でございます。ちょっと読みますと、

戦後の日本は所得・資産格差が比較的小さく、それが社会的安定の維持や階層分化の防止に役立ってきたと評価できる。何よりも、所得・資産格差が固定していないことが、人々の意欲を引き出し、また能力の発揮を妨げないという意味で、経済の活力を高めたといえるであろう。

もちろん、やみ雲に所得・資産格差を是正することが唯一の目標となるわけではない

が、できる限り個人の責に帰すことのできない所得・資産格差を発生させないことが、公平性の点からも、また、社会の活力という点からも重要なことと考えられる。こうした観点から、所得・資産格差の動向を注視していく必要がある。

と、十年前の経済白書にこのように出ていたわけでございます。そして、ここで、「改革が展望を切り開く」と、こういうサブタイトルになっているわけですが。

私は、改革というものはこの視点を持って進めるべきものであると、改革は必要であるけれどもこの視点を併せ持って進めるものであったと、そのように思うわけです。結論的に言いますと、総理の改革はこの視点が欠けていたんじゃないか、その点を私は私なりの結論と思っているわけですが。

そこで、総理にお伺いしたいのは、実は二年前に質問したときに私、総理はどうおっしゃったか。実は今と同じようなトーンでおっしゃってます。その点については一貫していると思います。一つは、努力した人が報われ、成果が得られることが必要だとおっしゃいました。これは、今風に言えば勝ち組対策ということだと思います。そして規制緩和をされ、官から民へということもおっしゃってやられた、そのことについての一定の評価はあるかもしれません。

しかし、後者の、もう一つおっしゃっている、自らの力では成果を上げることのできない方に対して社会保障として対応することが必要と、これはさっき言った三月二日の衆議院のときも同じようなトーンでおっしゃっていて、その点は一貫していますが。まあ、正にこれが今で言えば負け組対策というんでしょうか、あるいはセーフティーネットという部分だと思います。

振り返って、中小企業金融だとか政府保証だとかかなり大きくやられたところもありますし、個人のレベルでも未払賃金の立替払制度の若干の拡充というのが平成十四年一月にありましたけども、そんなこともありました。

しかし、やはり振り返ってみて、個人に着目したセーフティーネットというものが、私は非常にお寒いものでしかなかった、新たに整備したものはなかったと、このように私は思うんです。

総理は、自らの力で成果を上げることができない方に対して社会保障として対応することが必要、セーフティーネットを張ることが必要だとおっしゃってきたわけですが、この五年間において総理として、セーフティーネットとして何をやったのか。将来のことじゃありませんよ。この改革期間中に、セーフティーネットから落ちるような可能性の方に対してどうやってセーフティーネットを差し伸べようとしたか、具体的にお答えいただきたい。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 厚労大臣が今日は出席されていますから後ほど具体的に話されると思いますが、職のない、収入のない人に対しては生活保護、これできちんと対応していると。そして、年金にしても医療にしても介護にしても、これは将来持続できるような制度に改革をしてきた。また、失業者も、私の就任時はたしか五・五％程度だったと思いますが、今や四％台に下がってきていると。そして、経済を活性化するという意味において、今や企業もリストラ、人減らしから新規採用を増やすような状況にしてきた。そして、ようやく最近は経済についても明るさが見えてきて、金融緩和策を解除するというような施策も日銀として打てるような状況になってきた。

デフレ脱却を目指すと言ってやってまいりましたし、経済活性化のための不良債権処理というかなり厳しいと言われる政策も打ち出してまいりましたけれども、明るさも見えてきて、企業もそれぞれ業績を上げるような状況になってきた。また、やる気のある人は会社を起こすこともできるようになってきた。お金がなくても会社を設立することができる。株式会社だって、一千万円以上ないといけないというのが、今や一円以上あればできるというふうになってきたわけですし、私は、そういう意味において、セーフティーネットにしても、これは教育の面においても、教育を受けたい人に対しては無利子の融資とか、

働いた後にその資金は返せばいいと。言わば奨学資金なり教育資金を受けたいという申請者に対してはすべて手当ができるような制度になってきていると。

私は、今日の社会において、しっかりとしたそういう社会保障制度という点についても、私は、日本社会というのは世界の各国に比べて決して遜色のない水準になっていると思っております。

○辻泰弘君 私、いわゆる勝ち組対策のことを言っているんじゃないでなくて、負け組対策の部分で何をやったのかということを上申しているんですけどもね。

まず、医療、年金、介護というふうにおっしゃいましたけれども、これもそれぞれ法律、総理はいつも持続可能性ということをおっしゃるわけですけども、それは将来に向けてのことであって、当面の、この五年間の構造改革の中において、まあ落ちるといいますか、ネットから外れるような方に対してどうすることをやったのかということなんですね。現実には、医療、年金、介護も給付を下げている負担を上げているわけですから、それはそれにはかなわないわけですね。

それから、セーフティーネットの根幹で、幾つか私考えましたけれども、生活保護もおっしゃったけれども、結局、去年地方に財政を渡す渡さないでやって、結局元へ戻ってきましたけれども、結局不安を与えたものでしかなかった、結局生活保護としてセーフティーネットを新たに整備しましたということは別になかったわけですね。それから、障害者自立支援法だって、結局所得保障のない障害者の方に不安を与えたということでございました。

それから、派遣労働も大変増えましたけれども、総理のときに製造業への拡大もしたし、一年から三年の期間延長もしたわけですけども、派遣労働の方というのは結局社会保険がほとんどない。二百万人おられる中で被用者保険に入っているのは五十万という大体数字のようですが、あとは国保、国年に入っている方がどれだけおられるかということはある得ますけれども、しかし、かなり無保険の方がおられるんじゃないかと類推できるわけでございます。結局そのことを拡大したわけですよ。

それから、国保においてもですよ、医療保険とおっしゃったけれども、現実に資格証明書になっている、すなわち国保が無保険の状態になっている方々が三十万世帯になっていると、急増しているということがあるわけですね。これととも、国保の財政単位が小さいから結局無理があるというところに起因しているとは思いますけれども、こういうことも全く放置してきたんです。

年金のこともおっしゃったけれども、基礎年金だって、おととしやりましたけれども、結局、総理自身が基礎年金は基礎的消費支出を賄うものだと答弁されていますけれども、それについても、基礎年金についてもマクロ経済スライドを掛けて実質低下させるということをおととしの年金法案ですよ。

そしてまた、無年金者も、八十万おられるというのが厚生省の見解のようですけれども、これととも、議員立法で無年金障害者の対応はこの間やりましたけれども、しかし政府として全く無年金者、放置したままですよ。

最低賃金だって、規制緩和をやって、タクシーなど最賃が守れないような業種が増えていきますよね。そして同時に、産別最賃と、産業別最賃をやめて地域最賃に一本化することで実質低下させるような、そういったことを企図して、結局、今国会は出さないという話がありますけれども、いずれにしても最賃に対してだってそれだけ後ろ向きに取り組んできた。

失業保険だってやったとおっしゃるけれども、財政が厳しいときにやれないというので従前の約束を切り下げたという実態があったわけですね。

あるいは、よく労働債権と租税債権という問題がございましたけれども、結局、日本の法制は非常に冷たくて、倒産したときに税金と社会保険料を払わなければならない、片っ方、労働者に賃金払わなければならない、こういう状況があるときに、働いた人に賃金払



うよりも、先に税金、保険料を払わなきゃ駄目だという、いわゆる租税債権よりも優先順位が低いという法制が続いてまいりました。

このことも、私、ずっと言ってまいりましたけれども、結局どうなったかという、十六年の五月に、破産法の改正のときにやっとなって、十七年一月からそのことが、労働債権も優先順位が上がることになりました。しかし、その十七年一月にはもはや企業倒産は非常に収まっていて、総理自身が企業倒産は非常に少なくなったというふうにおっしゃったときなんですね。ですから、倒産のときの対応のセーフティーネットが実は倒産が少なくなったときにやっとなら発動するという、こういったことでしかなかったわけなんです。

だから、こういったことを幾つか振り返りますときに、総理が本当にセーフティーネットを張ってきたと言うことは、全くむなしく聞こえるしかないわけなんですね。その結果として、すべて総理が悪いわけじゃありませんよ、しかし、やはり三万人の自殺者とよく言われますし、総理の就任以前からそういうことがあったわけですから、しかし、このようなセーフティーネットがもっともっとしっかりと整備されているならばもっと軽減することができたらと私は思うわけでございます。

総理は、数年前に企業が破綻したとき、倒産したときに、私の改革が順調に進んでいる証拠だと、こういう言い方をされたことがございましたけれども、やはり小泉政権の政策運営というものがこのことに非常に象徴的にその本質を言い当てているように私は思うわけでございます。

これまでを振り返りますときに、やはり、よく世の中に勝ち馬に乗るといふのがありますけれども、小泉総理の場合は勝ち組に乗って負け組に思いを致さずと、光ばかり、光ばかり追っ掛けて影に目を向けなかったこの五年間であったかと思うわけでありまして。光の当て方にもやはり工夫があつてしかるべきだったと、このように私は思っているところでございます。

そのような中で今の所得格差の拡大ということになっていて、また、国民の意識調査、最近見ますと、八七%の方が拡大を実態だというふう意識しておられると。こういったことがそのことの帰結ではないかと思うわけございまして、その点についてのセーフティーネットを私は実は言いながら実態として何もなしてこなかったその責任は極めて重大だと、このことを強く御指摘申し上げておきたいと思うわけでありまして。

そして、もう一つ、雇用の問題について申し上げておきたい。

実は、雇用対策でどれほどのことをやってきたかということになるわけでございます。日本の雇用の基本の法律として雇用対策法というのがございまして。この雇用対策法には、雇用対策基本計画を定めなければならないと書いてあります。そしてまた、その雇用対策基本計画は政府の経済計画と調和あるものでなければならないと、こういうことになっているわけなんですね。そういうことで、今までずっと昭和四十二年から、このパネルでもございましてけれども、経済計画ができた後ほどなく雇用対策基本計画、ずっと作られてきた、大体一貫して作られてきているわけですね。近いところで見たら、平成十一年七月に経済計画が作られて、十一年八月に雇用計画が作られている。

それなのに、平成十四年一月に改定された「改革と展望」、新たな計画になったにもかかわらず、結局雇用対策基本計画は改定されないまま今日に至っております。平成十四年に私は福田官房長官に聞きましたけれども、改定する必要性はないというふうなことを答弁されてきて今日に至っているわけでありまして。それで、非常に時代後れになっているわけです。

どうぞ次に。(資料提示)「改革と展望」というのは毎年変えるんですけど、この雇用対策基本計画は十年区切りなんですね。それで、お寒い話なんです。見ていただければと思うんですけども、どんなことが書いてあるか。その中を読みますと、「現在、我が国の経済・雇用情勢はかつてないほど厳しい状況にある。」「雇用失業情勢は極めて厳しい状況にあり、」「当面は厳しい状況が続くと考えられる。」と、これが基本認識なんですね。しかし、最近の月例報告では、「景気は、回復している。」「雇用情勢は、厳しさが残るものの、改

善に広がりが見られる。」と、こういうふうに言っている。

また、高年齢層というのも五十五歳以上、六十歳前半層。普通、六十五歳以上とかそういうことが普通ですよ。

それから、特定不況業種の法律に基づき、また地域改善対策法律に基づきという表現がありますけど、これは平成十三年、平成十四年にもう既に失効している法律なんです。

それから、「年間総実労働時間千八百時間の達成・定着を図るため、」とありますけど、去年法律が改正されて、これはもう既に、閣議決定で千八百時間というのを推進計画定めていたけど、これはもうなくなりました。だから、これはもう今や意味がないとか、時代後れになってしまっていることですね。

それから、「二〇〇〇年度から導入される介護保険制度は、」というのは、これはもう制度が導入されて五年たって、その新たな見直しまでやって昨年法改正をしたわけですね。こんな古ぼけた表現がある。

それで、もう今やない労働基準局という言葉がある。今、労働局になっているわけですけどね。

それから、総理がよくおっしゃるニート、フリーター、こういった今の状況、対策が必要だとおっしゃるけど、そんな表現は全くありません。これだけ陳腐な古ぼけた計画になっている。それが小泉内閣の雇用対策基本計画なんです。

総理、この実態を見てどう思われますか。

○国務大臣（川崎二郎君） まず、第九次の雇用対策基本計画でございますけれども、基本的に小泉内閣ではありません、前の内閣でありますけれども、十年間の目標として立てさせていただいて、失業率を三・七と置かせていただいております。四・四まで回復してまいりましたので、あと一步と、このように考えております。

また、全体的な方向としては、総理からもお答えありましたように、民需主導による景気回復を図る、それによって雇用状況を改善をしていくということでもありますから、その方向に沿いながら今日までやってきたと思っております。

また、ニート、フリーター問題、フリーターも十五万人ほど減りました。当時は若年者及び地域の雇用に対する認識というものの形で示させていただいておりますので、基本的にはこの十年間の計画に沿いながら、そして毎年私も様々な政策を打ち出しながら、また毎月閣議で雇用情勢を御報告しながら、御判断をいただきながらやらせていただいております。

○辻泰弘君 そんなむなしき答弁は何遍聞いたことか分かりません。

これだけ時代がずれていて、状況がずれていて、これでも変えないというんですからね。このぼけ方というのは本当に許し難いものがありますよ。

総理、ずれ方が、ずれ方がおかしいですよ。総理、この雇用対策基本計画がこんなにずれているのに、やはり改定すべきですよ。経済計画は小泉総理のときに改定されたんです。それに整合性を持った調和あるものでなければならぬというのが雇用対策基本計画なんです。その雇用対策基本計画がこんな古ぼけた、こんなもう今や意味のないものであっているんですか。それが今の小泉内閣の雇用対策基本計画ですよ。そんなことが許されますか、どうですか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 随分民主党もずれてきましたね。駄目だ駄目だ駄目だと、いつも、相変わらず小泉批判のオンパレード、就任以来。

悲観論から新しい挑戦は生まれません。ようやくこの五年間、経済も明るさも見えてきた、デフレ脱却の兆しも見えてきた。労働派遣法の改正もなかったら、私はもっと失業者増えていたと思いますね。これ広げてきたからこそ、非正規社員でも働きたい、あるいは会社も、正規社員はなかなか無理だけでも非正規社員だったら雇用してみようということでは

業者数も増えてきているんです、失業率も減ってきているんです。それは、非正規社員と正規社員とどちらがいいかといえば、正規社員になりたいというの方が圧倒的に多いのは事実であります。しかし、仕事が見付からない人と、非正規社員でも仕事を見付けたい人ということと比較すれば、非正規社員でも何とか仕事を見付けたいという人が多いんです。そういう人を企業も採用しやすい、仕事も、短時間でもフリーターでも仕事をしたいという人に対してチャンスを与えようというのが労働派遣法の改正であります。そういうのを延ばしちやいかぬと言ったら、私はまだ失業率というのは改善していなかったと思いますね。今様々な悲観論を辻さんは展開されましたけれども、日本経済、私は、私の就任以来、着実にやればできるという明るい兆しが見えてきていると思います。

先ほどのWBCの、ワールド・ベースボール・クラシックじゃありませんけれども、一回や二回負け組になっても、ああ駄目かと思ったときに思い掛けないチャンスが提供された。二回敗れたけれども、ようやく三度目で勝利を得て準決勝から決勝へ進んだ。最強のキューバ、オリンピックでもなかなか勝てないというあの試合でも、見事、アメリカではなくて日本が優勝しちゃった。やはりやればできるんだなど。負けた、負けたで悲観ばかりしてはいかぬと。やっぱりチャンスがあったらそれをつかみに行こうという意欲を持って取り組んでいく。非常に私はあの野球を見ていて興奮もしましたし、感動もしましたし、選手諸君の頑張り方、これからも野球に限らずあらゆる場面においても、一度や二度の失敗や挫折に懲りずに多くのチャンスを提供して、やればできるんだという社会にしていきたいなと思っております。

○辻泰弘君 今日、改めて小泉総理、小泉内閣の、やはり国民の生活や暮らし、それにしっかりと目を向ける、このような視線が欠けているということを痛感した次第でございます。

関連質問に譲ります。